

新潟市女性緊急一時保護等事業費補助金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日制定

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 新潟市女性緊急一時保護等事業費補助金（以下「補助金」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 26 条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の一時保護を図るための活動を行う民間の団体に対して援助することを目的とする。また、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、法第 1 条第 1 項から第 3 項の規定に基づくものを主な保護対象とした緊急一時保護施設（シェルター）及び緊急一時保護施設を退居し、自立するまで入居する施設（ステップハウス）の運営事業とする。

(申請団体)

第 3 条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、次の各号にすべて該当することを要するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること
- (2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に該当する団体であること
- (3) 前条事業の実績が 3 年以上あること

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、一事業 55 万円を上限に予算の範囲内において交付する。

2 補助金の交付にあたっては、1,000 円未満の端数があるときは、その金額の端数を切り捨てる。

(補助対象経費)

第 5 条 前条に掲げる補助金の対象となる経費は、第 2 条の事業に直接要するものとし、団体の経常的な活動に要する経費を含むものは除くものとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は所定の申込期間内に、規則第6条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

ア 現状の課題及び事業の目的

イ 事業の内容

(2) 収支予算書及び積算資料

(3) 団体の登記簿謄本の写し

(4) 団体の会則等（規約・定款）

(5) 団体の会員名簿

(6) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定による報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。